

財務規則の改正理由について

この度改正する聖籠町財務規則「別記1（建設工事請負基準約款）」は令和7年12月12日の建築業法改正に伴い改正するものであり、主な改正箇所は、下記のとおり

1. 他機関が発注した工事との調整規程の創設

別記1（建設工事請負基準約款）第2条第2項の追加

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密生に関連する場合、必要に応じて発注者は他機関との調整を行う事を明記。

2. 工事内訳書に明示する項目の追加

別記1（建設工事請負基準約款）第3条第3項の改め

契約締結後に提出する工事費内訳書に健康保険等の法定福利費のほか、材料費、労務費を項目として内訳明示することを追加。

3. コミットメント条項の新設

別記1中第3条の2を追加

受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を追加。

4. 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設

別記1中第24条第3項、第25条第4項、第26条9項を追加

請負代金額の変更等について、受注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化。

本取扱いについては、令和8年4月1日から適用する。

以上

【問い合わせ】 聖籠町役場総合政策課・財政係

TEL:0254-27-2111(内線 264)

FAX:0254-27-2119

E-mail:sousei@town.seiro.niigata.jp